

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

テレワーク導入支援やBCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言）など、取引先の事業継続・働き方改革への支援を進めます。

b. 地域連携の強化

障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、行政、病院、障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所など多様な関係機関との連携を強化します。

c. 就労支援の推進

障がいのある方が安心して働くよう、就労継続支援B型事業所の施設外就労などを通じ、地域の企業間連携を深めます。

d. 情報共有と協力

地域内の他の福祉事業者や関連機関と定期的な情報交換を行い、サービスの質の向上や地域課題の解決に向けた共同事業を検討します。

e. 専門人材マッチング

専門的な知識やスキルを持つ人材の活用を促進します。

f. 健康経営に関する取組

地域の医療機関、福祉施設、NPO等と連携し、サプライチェーン全体で従業員の健康増進と健康経営の推進に取り組んでいきます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

・不合理な原価低減要請を行わず、労務費上昇分を考慮した適正な価格決定に向けた協議を行います。原材料費高騰時もコスト増加分の全額転嫁を目指し、書面等で契約条件を明確にします。

・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び前橋市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めた条例、その他関係法令を遵守し、事業を実施いたします。

2025年10月31日
(2026年1月15日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

特定非営利活動法人 杜の子ファーム

理事長 大出 由美子